

平成29年11月14日

AFTC INFORMATION

不当表示を行った中古車販売事業者に対し 長野県が措置命令 有限会社ヴィアン（店舗名サミット）

長野県は、平成29年11月10日付で、「走行距離及び修復歴の有無に関する不当表示」を行った上記事業者に対し、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認））が認められたため、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

<違反事実の概要（11月10日付）>

事業者名	所在地	代表者	対象車両台数
有限会社ヴィアン （公取協非会員店）	長野県	代表取締役 上兼 健司	4台

●走行距離に関する不当表示

中古車情報誌「Goo-net」又は「Goo甲信越版」に広告掲載した中古自動車2台について、走行距離計が交換されているにもかかわらず、交換後の走行距離計の示す数値を表示することにより、実際の走行距離数よりも過少（それぞれ約5万km、約12.6万km）に表示した。

●修復歴の有無に関する不当表示

中古車情報誌「Goo-net」又は「Goo甲信越版」に広告掲載した中古自動車2台について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、修復歴「なし」と表示した。

○詳細については、次の長野県ホームページをご覧ください。

【11月10日付 措置命令】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/happyou/171110press.html>

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112